

平成16年第1回竜王町議会定例会

平成16年3月18日

午前10時30分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 議第21号 | 平成15年度竜王町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議第22号 | 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第2号） |
| 日程第3 | 議第23号 | 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議第24号 | 平成15年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算
（第4号） |
| 日程第5 | 議第25号 | 平成15年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議第26号 | 平成15年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議第27号 | 公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議第28号 | 公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議第29号 | 工事請負契約の締結について |

開議 午前10時30分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人です。よって、定足数に達していますので、これより平成16年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議第1号 平成15年度竜王町一般会計補正予算（第7号）**

○議長（村井幸夫） 日程第1、議第21号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま上程をいただきました議第21号につきまして提案理由を申し上げます。

議第21号 平成15年度竜王町一般会計補正予算（第7号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算第6号までの歳入歳出予算現計額が52億6,077万5,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ1億4,657万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,419万9,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費、事業量の確定並びに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金、地方債などの歳入並びに歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

また、法人町民税、地方消費税交付金の増収や臨時財政対策債、町民税等、減税補てん債の増額発行による歳入増により、予定をしておりました財政調整基金の取り崩しを減額し、さらに財政調整基金への積み立てを行い、財政状況の大変厳しい折でございますので、翌年度への財源留保に努めるものでございます。

さらに年度末を迎え、各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延をいたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく、繰越明許費の措置をお願いすることと合わせまして、地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

以上、議第21号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳

細につきましては担当主監から説明をさせてますので、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** 佐橋企画主監。

**○企画主監（佐橋武司）** ただいま、町長から平成15年度竜王町一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容についてお手元配付の補正予算の概要により説明をさせていただきます。

平成15年度竜王町一般会計予算の総額は、補正予算第6号までの歳入歳出予算現計額が歳入歳出それぞれ52億6,077万5,000円とお認めをいただいております。今回補正予算第7号として歳入歳出それぞれ1億4,657万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,419万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、主に事業費の確定や決算見込みによる精査の結果、予算調整をさせていただきます。

まず歳入予算では、町民税の個人所得割が2,000万円の減額、法人税割が7,000万円の増額、固定資産税が1,500万円、自動車重量譲与税が300万円のそれぞれ減額。利子割交付金が300万円、地方消費税交付金が2,000万円の増額、ゴルフ場利用税交付金が700万円、特別交付税が1,500万円の、それぞれ減額でございます。

決算見込みにより、施設訓練等支援費国庫負担金が328万8,000円の減額。平成15年度の交付額の決定により、国保保険基盤安定国庫負担金が311万9,000円の増額。在宅老人向けの生きがい活動支援通所事業にかかる介護予防生活支援事業県補助金が三位一体の改革により、補助金の一部が先行して一般財源化されたのに伴い、363万6,000円の減額。事業費の減少により、農村総合整備事業県補助金が906万円の減額。予算調整による余剰金の発生により、予定をしておりました財政調整基金の繰り入れを8,200万円の減額。前年度繰越金が1,352万円の増額。開発事業の進捗を図るため、民間による発掘調査の導入により、受託事業費が減少し、埋蔵文化財発掘調査費が2,972万4,000円の減額。山之上農林公園内における民間開発の遅延にあわせ、関連する町道改良事業を一時中断したことにより、財源措置としての臨時地方道整備事業債が6,990万円の減額。地方債発行額の確定により、町民税等減税補てん債が750万円、臨時財政対策債が400万円の、それぞれ増額などとなっております。

次に、歳出予算の主なものといたしましては、臨時職員賃金が300万円の減額。

公共交通機関対策といたしまして、赤字バス路線の運行維持のために生活交通路線維持費補助金として新たに560万円の増額。決算見込みにより施設訓練等支援費が657万7,000円の減額。平成15年度保険基盤安定負担金の交付額の確定による国保特別会計事業勘定でございますが、繰出金が623万8,000円の増額。老人医療給付費の減少により、老健特別会計繰出金が1,077万5,000円の減額。決算見込みによる特別会計の財源調整により、介護保険特別会計繰出金が393万5,000円の増額。少子化対策について、平成15年度において検討会議を設置し、検討を進めていただき、新年度より具体的な支援を行っていくことになりましたので、少子化対策支援報償費が300万円の減額。事業費の確定により、農村総合整備事業が農道整備工事費など990万円の減額。今年度、新しく制度化しました産業振興補助金について、補助の対象となる大規模の工場進出がなく、実績見込みにより5,985万円の減額。事業の一時中断による町道単独道路改良事業費が8,489万2,000円の減額。受託事業費の減少による埋蔵文化財発掘調査受託事業費が2,979万6,000円の減額。償還利子が404万円の減額。予算調整による余剰金を積み立てることにより、財政調整基金積立金が9,989万7,000円の増額などでございます。

次に、第2表繰越明許費でございますが、平成15年度中に事業執行を予定いたしておりましたものの、一部の事業におきまして事業内容の詳細検討に時間を要したことにより、年度内執行が困難となり、平成16年度に繰り越して事業執行をいたすものでございます。

したがって、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として竜王町ワークプラザ施設整備事業1,200万円、都市計画調査費160万円のそれぞれについて繰越明許措置をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございますが、事業費調整に伴います限度額の変更でございますが、ワークプラザ施設整備事業270万円の増額。臨時地方道整備事業6,990万円の減額。町税等減税補てん債750万円の増額。臨時財政対策債400万円の増額など、限度額を補正するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成15年度竜王町一般会計補正予算(第7号)の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長(村井幸夫)** 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

6番、寺島健一議員。

**○6番（寺島健一）** 今、説明があったわけでございますけども、なぜ減額補正なのかにつきましては、先ほど来の全協で説明をいただき、よくわかったところでございます。エビス線の件でございます。既に道路の幅、拡幅の測量も終わりましたし地権者との話し合いもつき、杭も打たれて作物の作付けも控えられているところでございます。そのようなことから、継続事業として先ほど明許繰越の説明も全協のときにいただいたわけでございますが、できることならば明許繰越にできないものかとお尋ねをいたしたいところでございます。よろしくお願いたします。

**○議長（村井幸夫）** 勝見産業建設主監。

**○産業建設主監（勝見久男）** ただいま、寺島議員よりエビス線につきましての減額補正についての予算につきまして、繰越明許にならないかのご質問でございますが、繰越明許の予算につきましてはご承知のように明許ということでございますので、明らかに翌年度に実施ができるという見込みのものについての繰越予算でございますので、本件につきましては平成15年度の予算でお認めをいただいているものでございますけれども、この減額の理由につきましては高速道路利用センターが事業主体となっております温泉保養施設の関連事業として計画をいたしておりましたものでございますので、ご承知のようにこの温泉保養施設の実施見込みが事業主体の種々の事情によりまして、現時点で明確に立っておらないというふうなことになりまして、これの開発時点からの関連でございますけれども、接道要件としての拡幅工事を計画いたしておったものでございますので、今回につきましては平成16年度に繰越予算をさせていただいて、16年度に確実に執行できるかということが今の段階では非常に明確になっておらないというようなことで繰越明許につきましても、明許繰越という措置を取るの非常に難しいというようなことで今回減額をさせていただいておりますので、ひとつご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

**○議長（村井幸夫）** 6番、寺島健一議員。

**○6番（寺島健一）** 今の関連でございますが、きょう現在ではどのような形で実施されるかわかりませんが、事業実施の暁には平成15年の8月の予算同様の、できれば先決処分扱いで予算復活し、事業実施がスムーズに運びますよう格段のご配慮を賜りまして、お願いを申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） ただいまの関連でございます。議第21号 平成15年度竜王町一般会計補正予算（第7号）で減額されました、ただいまの山之上エビス線長池線道路改修請負工事でございますが、今年の10月ごろには、いい話があるというふうにも承っております。ただいま、寺島議員からもお尋ねがございましたが、この問題につきまして、いい兆しが見えれば補正予算に上げていただけるのかどうか伺っておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（村井幸夫） 住田助役。

○助役（住田善和） ただいまのご質問でございますが、補正予算で対応をとのご要望でございます。当然、利用センターの方が前向きな対応をされるということであれば、町としてもそのように対応をさせていただきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議第21号は、総務教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第22号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第2号）

日程第3 議第23号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
補正予算（第2号）

日程第4 議第24号 平成15年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算
（第4号）

○議長（村井幸夫） 日程第2、議第22号から日程第4、議第24号までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま一括上程をいただきました、議第22号から議第24号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議第22号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が7億3,432万4,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ1,719万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,152万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入予算でございますが、退職被保険者国民健康保険税収入の精査によります増額、国庫支出金及び療養給付費等交付金については歳出の療養給付費補正によります交付金の増額であります。共同事業交付金につきましては、対象者が少なかったことによる減額補正であり、一般会計繰入金につきましては国保財政基盤の安定繰入金で、ルール分でございます。

次に歳出でございますが、保険給付費において一般療養給付費が伸びたことにより2,900万円の増額と、退職被保険者等療養給付費を実績に合わせて700万円の減額をさせていただくものでございます。

また、高額医療費共同事業拠出金につきましては、国保連合会が実施をします共同事業ですが、対象者が少なかったことによる減額補正をさせていただくものでございます。

その他、実績に合わせて減額補正と財源振りかえをさせていただくものでございます。

次に、議第23号 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）医科につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が1億222万3,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ1,088万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,133万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、まず歳入予算について、診療収入でございますが、老人保健診療報酬収入の900万円の減額については、老健法改正によりまして適用年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられたこと。また、患者さんの自己負担軽減のために経営努力をさせていただきましたこと等によります減額補正でございます。

また、基金繰入金430万円につきましては、当初予算に計上させていただきましたが、前年度繰越金287万3,000円を増額補正することにより、基金の取り崩しを減額補正させていただくものでございます。

歳出につきましては、特に患者さんの自己負担軽減のため、医薬品の効率的な採用によりまして薬剤費を抑制できたことに伴う減額補正と、事業費精査によりまして減額補正が主なものでございます。

歯科につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が6,180万円でございますが、今回、総額から歳入歳出それぞれ149万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,031万円といたしたいものでございます。

補正の主な内容としまして、歳入の診療収入につきましては、社会保険診療報酬収入の130万円の減額につきましては社会保険から国民健康保険に変わられる受診者が若干ふえたことによる減額で、その他の診療報酬収入については保険外の診療がふえたことによる100万円の増額補正でございます。

また、県支出金60万円の減額については、滋賀県の補助基準に該当しなくなったことによる減額でございます。

また、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、歯科診療所、歯科保健センター建設事業について231万円の繰り越しをお願いするものでございます。これにつきましては、診療所施設の設計業務でございますが、その内容検討に今少し時間を要することから繰り越しをお願いするものでございます。

次に、議第24号 平成15年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第3号までの歳入歳出予算現計額が11億4,384万2,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ1億7,850万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,533万4,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入については今回減額補正をお願いしております医療給付費の減額に伴う支払い基金や国庫支出金、県支出金、一般会計、それぞれのルール分の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、医療給付費について1億7,900万円の減額であります。平成14年10月の老人保健法改正による医療費の動向が15年度当初予算編成時では予測が立ちにくく、前年度の実績で計上いたしておりましたが、法

改正などの影響により、医療給付費が減少したため、実績によります減額補正とさせていただきます。

以上、議第22号から議第24号までの3議案につきまして提案理由を申し上げたところでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 平成15年度竜王町国民健康保険事業特別会計の施設勘定の歯科の部分でご説明がございました「該当しなくなった」というのが僻地診療所補助金60万円減額されておりますが、該当しなくなった理由の説明を再度、よろしくお願いします。

○議長（村井幸夫） 西村住民福祉課長。

○住民福祉課長（西村喜代美） 勝見幸弘議員さんのご質問の僻地診療所県補助金が該当しなくなったという理由につきまして説明をさせていただきます。

県が示しております補助基準がございます。歯科保健センターを除いた収支が黒字となる場合につきましては、補助基準に該当しないということでございます。年々、国なり県なりの状況が厳しいということでございますので、本年度、15年度から適用しないということになりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

採決は、1議案ごとに行います。

日程第2、議第22号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第2、議第22号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第23号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第3、議第23号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第24号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第4、議第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 議第25号 平成15年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（村井幸夫） 日程第5、議第25号を議第といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま上程をいただきました議第25号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第25号 平成15年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第1号までの歳入歳出予算現計額が8億9,266万4,000円でございます。

今回、総額から歳入歳出それぞれ1,742万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,524万2,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、執行調整によります町債の減額、下水排水量の増加によります流域下水道維持管理負担金の増額。管渠築造費の執行調整から委託料、負担金、補償費の減額。過年度を含む消費税修正計算による償還金の増額。起債の借換が予定額全額についてできなかったことによります公債費の減額等でございます。

また、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、竜王町特定環境保全公共下水道事業について1億3,231万円の繰り越しをお願いするものでございます。これにつきましては、地元及び関係機関との協議に時間を要したこと。また、執行調整によります手順のおくれから繰り越しをお願いするものでございます。

地方債補正につきましては、竜王町特定管渠保全公共下水道事業1,880万円の

減額。流域下水道事業1,000万円の減額。下水道高資本費対策借換債810万円の減額など、限度額を補正するものでございます。

以上、議第25号につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りましてご承認をいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。

**○上下水道課長（松村佐吉）** それでは、引き続きまして議第25号 平成15年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

一般会計及び特別会計歳入歳出補正予算に関する説明書55ページからの下水道事業特別会計補正予算（第2号）の事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

補正前の予算総額は、歳入歳出それぞれ8億9,266万4,000円で、今回総額に1,742万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額を8億7,524万2,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容につきましては、さきに町長より説明をいただきましたが、予算執行調整に対します補正と消費税修正計算によります消費税返納金として償還金の増額、起債の借換えが全額できなかったことによります公債費の減額などでございます。

まず、56ページの歳入の関係でございますが、平成14年度繰越工事地区の完了によります分担金の増額と、一部地区の分担金の計上漏れがありましたことによりまして分担金1,000万円の増額。14年度繰越金が確定いたしましたことによります繰越金1,447万8,000円の増額。14年度分消費税修正計算により、返納金が発生いたしましたことによります雑入消費税還付金500万円の減額。

次に、町債下水道事業債でございますが3,690万円の減額。内訳といたしましては、予定工事費用の減によります公共下水道事業債1,880万円の減額。県流域下水道工事に関係いたしまして、流域下水道事業債1,000万円の減額。予定しておりました起債の借換えが全額できなかったことによります高資本費対策借換債810万円の減額でございます。

次に、57ページ、歳出の関係でございますが、公共下水道事業費の一般管理費の報償費を15万円の増額。その内容といたしましては、14年度繰越工事地区の分担金の一括納付が多くあったことによります一括納付報償金の増額ござい

ます。

次に、施設管理費を1,244万3,000円増額させていただくものでございます。その内訳といたしましては、下水排水量が多くあったことにより、びわ湖流域下水道維持管理負担金100万円の増額。過年度を含む消費税修正計算により、消費税の返納金で償還金に1,144万3,000円の増額計上。

次に、管渠築造費を2,192万5,000円減額させていただくものでございます。その内容といたしましては、設計委託料の執行残が出たことにより、964万4,000円の減額。県流域工事に関係いたしまして、流域下水道事業負担金978万8,000円の減額。一部地区におきまして水道管移転の必要がなかったことにより、補償補てん費249万3,000円の減額でございます。

次に、公債費でございますが、元金を809万円減額。これにつきましては、起債の借換えが全額できなかつたことにより、減額でございます。

次に、第2条の繰越明許費の関係でございますが、26ページの第2表繰越明許費といたしまして、特定環境保全公共下水道事業費の3億2,944万5,000円のうち、1億3,231万円を繰越明許としてお願いするものでございます。このことにつきましては、一部の工事地区におきまして地元及び関係機関との協議に時間を要しましたこと、また一部の工事地区につきましては執行調整により、手順のおくれから繰り越しをお願いするものでございます。

なお、執行完了予定といたしましては9月末を予定いたしております。

次に、第3条の地方債の関係でございますが、27ページの第3表の地方債の限度額を公共下水道事業におきまして1,880万円を減額し2億4,840万円に、流域下水道事業におきまして1,000万円を減額し3,820万円に、下水道高資本費対策借換債を810万円減額いたしまして、950万円とさせていただくものでございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議第25号は、産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第26号 平成15年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（村井幸夫） 日程第6、議第26号を議第といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま上程をいただきました議第26号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第26号 平成15年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算現計額が4億2,423万1,000円でございます。

今回、総額に歳入歳出それぞれ1,906万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,329万4,000円とさせていただきたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入につきましては保険料で第1号被保険者保険料については年金などからの特別徴収であります。決算見込みを計上し、精査させていただくものでございます。国庫補助金についても決算見込みによる精査と、過年度負担金確定による補正でございます。

また、支払い基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金についても歳出の保険給付費などに伴うルール分の補正でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては事業費精査をさせていただくものでございます。また、保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費は利用が伸びたことにより300万円の増額補正を、居宅介護サービス給付費は100万円の減額補正をさせていただくものでございます。その他につきましては、実績に基づきまして補正をお願いするものでございます。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金については、第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直し設定をされるものですが、この中期的財政運営により給付費の変動に対処するために準備基金を設置し、積み立てることができるもので、

単年度で直ちに赤字が生じないように財政運営期間の初年度の平成15年度に生じます黒字額1,991万5,000円を次年度以降の給付費補てん財源として積み立てたく計上させていただくものでございます。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第6、議第26号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第6、議第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議第27号 公の施設における指定管理者の指定について

○議長（村井幸夫） 日程第7、議第27号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま上程をいただきました議第27号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第27号 公の施設における指定管理者の指定につきましては、竜王町シルバーワークプラザの管理運営につきましては、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、竜王町シルバーワークプラザの設置目的を効果的に達成するため、必要な能力を備え、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られるものとして、平成7年に設立、平成13年3月28日に公益法人の設立認可を受け、現在、町内における高齢者の就業に関する事業を総合的に行っている社団法人竜王

町シルバー人材センターを指定するものでございます。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 議第27号 公の施設における指定管理者の指定について、質問をいたします。

まず、今回、シルバーワークプラザが開設されるのに伴って、その指定管理者として社団法人竜王町シルバー人材センターを指定するという事になっていくわけですが、そのことについての提案がされたところでもありますけれども、この竜王町シルバーワークプラザでシルバー人材センターはどのような事業をしようとしているのか。

その事業内容、あるいはそれに伴う計画、その他、この5年間にやろうとしている事業の全体の事業内容なり、予算計画なり、そういったものについて報告を求めます。お願いします。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** ただいま、若井議員さんからご質問をいただきました、今回指定管理者シルバーワークプラザを社団法人シルバー人材センターに管理者として指定を上程させていただいておりますけど、その人材センターは、ワークプラザの中でどのような事業計画をしようとしているかという事業内容等のお尋ねがあったわけでございますけれども、シルバー人材センターにつきましては、現在も事業をされておるわけですが、引き続きこれから5年間の間で計画をされている事業につきましては、まず1点目に就業の機会の確保及び提供事業ということで受託事業、さらには就業期間の確保と拡大。それから、安全適正就業の推進。さらに、福祉・家事援助サービス事業の推進。さらには、普及宣伝活動の推進をされます。

大きく2番目といたしまして、無料職業紹介事業の実施ということがございます。

それから、大きく3つ目といたしまして、就業に必要な知識及び技能に関する講習事業ということで、この中でも1つとして、安全就業に必要な知識の講習及び事故防止の徹底。2つ目として、シニアワークプログラム事業による技能

講習会の実施。それから、いわゆるこのシルバーワークプラザについては連合会にも加盟されておるわけでございますので、連合会主催の各種講習会に参加をして、あらゆる技能、技術の習得を図るという事業を展開していきたい。

それから、大きな4つ目でございますけど、生きがいの充実と社会参加の推進に関する事業ということで、その中の1つとして、ボランティア活動による地域社会の参加。2つ目として、事業運営体制の充実と強化というものを上げられておられます。ただ、ご質問の中で予算等がございましたらということですが、ちょっと予算についてはこちらの方では掌握しておりませんので、あくまで事業内容という形で今回申請をいただきましたものの中で答弁とさせていただきます。

以上よでございます。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** もう1点質問をしたいんですけれども、1つは指定管理者制度そのものに対する質問になるかと思うんですけれども、例えばこのシルバーワークプラザでこんな事業をしたいというふうな、指定をしてほしいという申し出がどこかから、幾つかから寄せられた場合、町としてはどういう形で指定業者を選定するのかという問題です。

今回については、今までの事業を引き継いでいただくということでの説明も今ありましたし、そもそもシルバー人材センターがシルバー人材センターのための活動拠点としてシルバーワークプラザをつくったというふうな経過もあろうかと思っておりますので、シルバー人材センターがこの場所を使って事業をすることについては異論のないところではありますけれども、このシルバー人材センターを使って今回の指定管理者制度については、委員さんも導入ということもあるわけですから、何か違う団体がここで何か事業をしたいという申し出をした場合、どういう形で町は選択をするのか。その選択の仕方についてもお伺いをしたいというふうに思うんです。

それと、今、どんな事業をするのかっていうことについては口頭で説明がありましたけれども、こういう提案をされる場合は、この事業者がどういう事業をしようとしているのかということについて、指定を受けるための申請している書類等は一見、やっぱり事前にきちんと議会に提案されないことには、その団体がいいのかどうか。今回は1カ所でありますから、しかも中身的には今まで

の経過からいって問題がないのかなとは思いますが、その指定管理者として指定を受けようとする業者が、どのような事業をしようとしているかについては、やっぱりこの提案と同時に示されなければ、議論することすら難しいというふうに思いますので、そのことについては次の問題もあるんですが、対応をきちんとお願いしたいというふうに思うんです。よろしくお願ひします。

**○議長（村井幸夫）** 川部商工観光課長。

**○商工観光課長（川部治夫）** 再度ご質問をいただきましたことで、特に今回の指定に関しまして、どういう形での選定の仕方ということで今ご質問をいただいたわけですが、さきにこの議会の中で可決をいただきました竜王町の公の施設に関する指定管理の指定手続に関する条例の中に、指定管理者の指定という第3条がございます。

今回、今もお話がありましたように、いろんなところからもし申請があった場合、どういう基準で選定するんかということがございますけれど、この3条の中に、もし申請があった場合、ここに上げられてますように、次に掲げる基準を総合的に審査し、公の施設の管理を行わせようとする団体を候補者として選定するというので、いわゆる4つの項目が具体的に審査基準として定められておるわけがございますけど、この審査基準に基づきまして審査をして指定をしていきたいということで、今回もシルバー人材センターにつきましてもこの審査基準に基づきまして私どもの方で審査をさせていただいて、今回提案をさせていただいたということでございます。

それから、事前にこういうものを申請があった内容につきまして配付等すべきではないかということでございましたけれども、若干、今回初めての関係でもございまして事前に資料が配付できなかったことについては、基本的におっしゃるとおり私どもの審査した内容については明らかにせんらんかと思っておりますけど、今回ちょっと時間の関係もございませんので配付ができなかったことを申し添えておきます。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第7、議第27号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第7、議第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議第28号 公の施設における指定管理者の指定について

○議長（村井幸夫） 日程第8、議第28号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま上程をいただきました議第28号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第28号 公の施設における指定管理者の指定につきましては、道の駅竜王かがみの里の管理運営につきましては、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき指定管理者を指定するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者は、道の駅竜王かがみの里の設置目的を効果的に達成するため必要な能力を備え、施設の有効な活用及び適正な運営等が図られるものとして竜王町が資金を出資し、現在、道の駅の管理運営を行っている株式会社竜王かがみの里を指定するものでございます。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） この問題についてもさっきと同じように質問するわけですが、全員協議会の席でもその中身について説明をするようにというふうにお話をしましたところ、紙切れ1枚もらっております。これによりますと、指定管理者の指定を希望する公の施設の名称は竜王かがみの里で、それについては3つの添付書類がついてると。管理を行う公の施設の事業計画書、定款寄付行為、寄付規約、その他これに類する書類、その他町長が必要と認めた書類

ということで、添付書類が出されているということですから、先ほどの質問と一緒に、今ここでその事業内容を明らかにしろとか、事前に説明をせよといったところで「申しわけない」という回答しかいただけないのかなというふうに思いますので、どちらの施設についてもこの添付書類については、すべて議会に提出するように求めておきたいというふうに思います。

そのことを前提に事業計画書の中身について説明をいただきたいと思います。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） ただいま、議第28号 指定管理者の指定について、事業計画等その他についてご質問がございましたのでお答えさせていただきたいというふうに思います。

道の駅竜王かがみの里につきましては、平成11年に供用開始した道の駅竜王かがみの里の維持管理を行うために竜王町も出資した会社でございます。特に当施設におきましては、利用者の休憩等のサービス施設、地域間交流施設、情報発信基地などの公共的な施設の反面、営利を目的にした施設でありますけれども、公共施設の性格を失わせないために竜王町が半数の株を持ち、それぞれ事業を実施されているものでございます。

また、当施設には、町内の地場産品販売施設をも受けておりまして、地域生産者との連携も充実しておりまして、堅実な経営が行われているということから、今回この道の駅株式会社竜王かがみの里に委託をさせていただくと。事業計画というものの、内容につきましては、特にこの会社につきましては、道路利用者の休憩施設、情報発信施設、地域交流施設、駐車場の受託・管理・運営・賃貸、また地域の歴史文化、産業、観光情報の提供。また、祭事等の企画運営。それから、それぞれ種々の物品販売というものを計画して会社が成立されて、その運営をしているところでございます。こういったところから、特にこの部分につきましては、かがみの里に指定をさせていただくというものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

今、設立を11年と申し上げたそうでございますけれども、15年でございます。失礼しました。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 手順についてお伺いをしたいんですけれども、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例を見ても、手順がこの中に書

かれていますけれども、まず指定管理者の指定を受けようとする者は申請書に必要な書類を添えて町長に申請しなければならないと。この道の駅について言えば、竜王かがみの里について言えば、そういう添付書類が添えて出されたのがいつで、そのことを審査をするというのか、3条でいけば、その規定により申請があったときは次に掲げる基準を総合的に審査し、公の施設の管理を行わせようとする団体を候補者として選定するという事になってるわけですが、いつ、その書類が出されたのかということと、どのようなメンバーでこの審査がいつされたのかと、このことについてお伺いをしたいと思います。

これは、指定管理者の指定の手続に関する条例にかかわる細則が公表されていないもので、それとの関係もあってお伺いするわけですが、審査をするメンバーというのか、会議というのか、どういう形で構成されているのかということと。それが、このかがみの里について言えば、いつその会議がもたれたのかということについて、合わせてお伺いをしたいと思います。

○議長（村井幸夫） 蔵口総務主監。

○総務主監（蔵口嘉寿男） 再度のご質問でございまして、竜王町の公の施設における管理に関する手続に関する条例を去る11日にいただいたわけですが、この中には、まだ条例制定から間もございませんし、施行細則は決めています。一応、審査委員会とか、そのようなものは、まだ検討中ではございまして、そのメンバーとか、そういうものはございません。一応、候補者として申請がされた方について、いわゆる機関としての決定をさせてもらう方法もありますし、また今後、今、議員さんがおっしゃられる審査会を設けて審査する方法もあるかと思いますが、今現時点では審査会を設けてその決定をしたということではございませんので、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 聞いたのは、書類がいつ提出されたのかということと、審査会そのものがないというお話でしたので、会がなくて、だれがどうして審査をして決まったのかと。いつ決めたのかという話ですから、その2つはさっきと同じ質問ですけどお答えください。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） 若井議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

申請が出されたのは、いつかということですが、指定申請が出

されて来ましたのは3月12日でございます。その後におきまして、当然、管理を受託しております我々の原課におきまして、それぞれ昨年の11月にオープンをさせていただいた経過もございまして、その辺、協議をいたしまして、また決裁をいただく中で決定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） 12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 審査って何ですか。だから、いつ審査をしたのかを教えてください。

○議長（村井幸夫） 小西建設計画課長。

○建設計画課長（小西久次） 最終決定させていただきましたのは、平成16年3月15日でございます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 質問ができないので討論で言わざるを得ないということで、ここに立ってるわけなんですけど、今回の提案についてはもちろん条例そのものが出されて、しかも4月1日からという問題もあって非常に手間取っているというのはわからないことはないんですけども、条例がつくられ、細則もないままに、その条例に基づく決定をしたいという提案を議会に出してくる。そのことのための審査の状況を聞けば、決裁とおっしゃいましたから書類が回っただけ。最終的に決まったのは15日とおっしゃいますけども、それも決裁で決まっていると、そういうふうに想像するところなんですけども、条例がつくられ、しかもそれに基づく決定をするということを議会にかける上で、やっぱり不十分な審議ではないのかなというふうに思うんですね。今回、そういう状況の中で議会に認めよとっていただくことについては、これは本当に難しい判断を我々はしなければならないというふうに思うんです。どれだけのメンバーが集まって協議をしたのかということも明らかにされない。もちろん、ないわけですから、言えないわけですから、正式にきちんと議題として議論された上で出されているものでないというふうな議案を、これに同意せよということは大変

難しい。できないと、はっきり言ってと思うんです。

かがみの里にさせることがいいのかどうかという問題も、これはもう1つ前の議案とも絡んでくるので今さら何やと言われるかもしれないんですが、こういう審議の状況で同意しろということは大変難しいということで、そういう理由でこのことについては同意しかねるということを表示したいと思います。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 議第28号 公の施設における指定管理者の指定について、竜王町の将来を見据えてこうした機関が進められているということに対しまして、指定管理者を希望する公の説明書なり、またこのことについて出されましたことにつきまして是非常に結構かと思えます。賛成討論といたします。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第8、議第28号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。

よって、日程第8、議第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議第29号 工事請負契約の締結について

○議長（村井幸夫） 日程第9、議第29号を議第といたします。

提案理由の説明を求めます。

福島町長。

○町長（福島 茂） ただいま上程をいただきました議第29号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第29号 工事請負契約の締結につきましては、特環公共下水道竜王北第77鏡-7工区工事請負契約の締結でございます。去る3月15日に指名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋1223番地 村井建設株式会社代表取締役村井安一に5,670万円で落札いたしましたので、これが請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び、竜王町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により

議決をお願いするものでございます。

参考までに工事の内容は、下水道管路布設工事でございます。工期につきましては平成16年3月19日着手、平成16年3月31日完成でございます。

以上、議第29号につきまして提案理由を申し上げましたところでございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番、岡山富男議員。

**○9番（岡山富男）** 議第29号 工事請負契約について質問させていただきます。

この工事に対しまして、国道8号線、一級国道なんですけど、ここを下水道で工事をされるという中から、ここは月に2万3,000台から4,000台の交通量があるという中から、全協の中でも夜間にされるという話を聞きましたが、この中で町としての対応、工事請負契約のところにはされるんですけども、町としての対応を、どういう対応でここを見つけていかれるのか、そのことも質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（村井幸夫）** 松村上下水道課長。

**○上下水道課長（松村佐吉）** 議第29号の工事請負契約につきましての工事内容につきましての岡山議員さんのご質問にお答えさせていただきたいというように思います。

全協でもご説明をさせていただきましたように、国道8号線は国道事務所が管理をしていただいております。今回、入札でご決定をいただきました暁には、工事業者等も含めまして国道工事事務所と工事のやり方をご協議をさせていただくわけでございます。

当然、道路状況も含めて国道事務所との協議の中で一定の工事方法、また手順、進め具合を決めていきたいというふうに思っておりますので、町としての対応は、一応、国道事務所の指導に従うというようなことでございますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございせんか。

7番、圖司重夫議員。

**○7番（圖司重夫）** 今の鏡地先の下水道工事の関連ですけれども、平成12年度から順次、鏡の方で下水道工事をやっていたいております。まずもって関係の方々のご苦勞に対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今の岡山議員の質問との関連ですけれども、何せ2万5,000台の車両が通っておる国道8号線でございます。安全に十分気をつけてもらって施工してもらうのはもちろんなんですけれども、質問というよりも要望に近いんですけども、まず9月下旬あたりに工事が完了されると思うんですけども、どうしても舗装工事着工したところ、工事にかかってないところの継ぎ目がどうしてもできてまいります。そういったところで、今の現状に復帰するということは大変難しいかもしれませんが、これに近い形で2万5,000台が、大型トラックも通ってまいりますし、そういった形で付近に民家が直近しております。ということで、できるだけ音が鳴らないような舗装の仕方ということをお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第9、議第29号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。

よって、日程第9、議第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時51分